

建設業PR事業 SNS利用方針

令和4年11月14日策定

令和7年5月30日改訂

1 目的

建設業は社会資本整備の担い手であると同時に、地域経済や雇用を支え、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担うなど、「地域の担い手」として県民の生活や経済を支える重要な役割を担っているところ、就業者に占める若年者層が減少し、就業者の高齢化が進んでおり、女性の入職も進んでおらず、人出不足が深刻な問題となっています。

上記課題に対応するため、建設業PR促進の YouTube チャンネルを立ち上げ、コンテンツ制作及び配信を行います。

2 運用者

奈良県県土マネジメント部建設産業課

3 運用するプラットフォーム及び発信内容

運用者は、YouTube を利用して情報発信を行い、テーマ別に作成した動画により、「仕事内容」「やりがい」「先進的な取組(DX 等)」などを紹介します。

4 運用方法

- (1) 運用者は、原則として平日の午前8時 30 分から午後5時 15 分までの間に随時、情報発信します。
- (2) 3に記載の通り、YouTube は専ら情報発信を行うものであるため、運用者は原則として返信(リプライ・コメント返し等)は行いません。県政に関するご意見・お問い合わせは、奈良県公式ホームページの専用フォーム「県政の窓」をご利用いただくか、担当課へ直接お問い合わせください。

5 禁止事項

YouTube にアクセスする不特定多数の者(以下、「利用者」と呼びます。)は、次の事項に該当する投稿(リプライ・コメント等。以下単に「投稿」と呼びます。)は行わないでください。

万一、次の事項に該当する投稿があった場合は、予告なく削除することがあります。また、当該投稿をした者について、以後の投稿を禁止する場合があります。

- (1) 法令等に違反し、または違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治または宗教の活動を目的とするもの
- (4) 奈良県または第三者が保有する著作権、商標権、肖像権その他の知的所有権を侵害する

もの

- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等を差別し、または差別を助長させるもの
- (7) 公序良俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実誤認の内容を含むもの及び単なる風評や風評を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏洩する等プライバシーを害するもの
- (10) 他のユーザー、第三者等に成りすますもの
- (11) 有害なプログラム等
- (12) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (13) YouTube ページの掲載情報を無関係のもの
- (14) その他運用者が不適切と判断したもの
- (15) (1)～(14)の内容を含むホームページへのリンク

6 知的財産権

YouTube に掲載する個々の情報(テキスト、画像、動画等)に関する知的所有権は、奈良県または正当な権利を有するものに帰属します。また、内容について、私的使用のための複製、引用等著作権法上認められた行為を除き、無断で転載等することはできません。

7 免責事項

- (1) YouTube の掲載情報の正確性については万全を期していますが、運用者は、利用者が YouTube の掲載情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。
- (2) 運用者は、利用者が YouTube の掲載情報を利用または信用したことにより利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (3) 運用者は、利用者間または利用者と第三者間のトラブルにより利用者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (4) (2)及び(3)のほか、運用者は、YouTube に関連する事項に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

8 利用方針の変更等

運用者は、予告なく利用方針を変更し、または運用を中止する場合があります。